

市第53号議案

令和4年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度横浜市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,013,857 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,033,431,760 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和4年9月6日提出

横浜市 市長 山中 竹 春

提 案 理 由

原油価格・物価高騰対策事業費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 分担金及び金 負担		29,052,799 ^{千円}	51,960 ^{千円}	29,104,759 ^{千円}
	1 負担金	29,052,799	51,960	29,104,759
18 国庫支出金		423,442,574	34,518,138	457,960,712
	1 国庫負担金	301,352,477	10,046,129	311,398,606
	2 国庫補助金	120,744,375	24,472,009	145,216,384
19 県支出金		103,709,768	△ 45,666	103,664,102
	2 県補助金	26,069,583	△ 45,666	26,023,917
21 寄附金		810,891	21,720	832,611
	1 寄附金	810,891	21,720	832,611
23 繰越金		1	3,194,385	3,194,386
	1 繰越金	1	3,194,385	3,194,386
24 諸収入		173,276,616	17,320	173,293,936
	5 雑収入	13,738,057	17,320	13,755,377
25 市債		136,000,000	△ 1,744,000	134,256,000
	1 市債	136,000,000	△ 1,744,000	134,256,000
歳入合計		1,997,417,903	36,013,857	2,033,431,760

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		76,928,984 ^{千円}	267,588 ^{千円}	77,196,572 ^{千円}
	3 総務費	33,566,679	267,588	33,834,267
3 市民費		49,806,205	△ 87,773	49,718,432
	2 地域行政費	29,558,887	△ 87,773	29,471,114
4 文化観光費		22,626,433	381,542	23,007,975
	1 文化観光費	22,626,433	381,542	23,007,975
5 経済費		160,588,972	1,645,000	162,233,972
	1 経済費	160,588,972	1,645,000	162,233,972
6 こども青少年費		332,505,759	1,705,088	334,210,847
	2 子育て支援費	205,255,754	1,553,942	206,809,696
	3 こども福祉 保健費	104,579,386	151,146	104,730,532
7 健康福祉費		421,104,004	31,716,897	452,820,901
	1 社会福祉費	48,603,221	2,478,798	51,082,019
	2 障害者福祉費	128,314,433	734,112	129,048,545
	3 老人福祉費	17,221,219	3,624,780	20,845,999
	4 生活援護費	132,921,263	22,280	132,943,543
	5 健康福祉施設 整備費	9,206,538	269,663	9,476,201
	6 公衆衛生費	77,556,831	24,049,264	101,606,095
	7 環境衛生費	3,222,099	32,000	3,254,099
	8 医療政策費	4,058,400	506,000	4,564,400
8 環境創造費		36,395,943	140,000	36,535,943
	2 総合企画費	1,131,790	140,000	1,271,790

市第53号

款	項	補正前の額	補正額	計
9 資源循環費		42,218,603 ^{千円}	69,280 ^{千円}	42,287,883 ^{千円}
	2 適正処理費	18,377,545	69,280	18,446,825
11 都市整備費		17,648,643	72,000	17,720,643
	1 都市整備費	17,648,643	72,000	17,720,643
12 道路費		78,060,268	80,619	78,140,887
	2 道路整備費	49,567,978	80,619	49,648,597
13 港湾費		11,698,572	1,138,500	12,837,072
	1 港湾管理費	7,853,235	362,500	8,215,735
	2 港湾整備費	3,845,337	776,000	4,621,337
14 消防費		43,287,495	△ 432,000	42,855,495
	1 消防費	43,287,495	△ 432,000	42,855,495
15 教育費		268,786,223	△ 682,884	268,103,339
	1 教育総務費	187,502,684	74,800	187,577,484
	2 小学校費	13,023,075	653,470	13,676,545
	3 中学校費	5,901,822	173,923	6,075,745
	4 高等学校費	998,673	469,195	1,467,868
	5 特別支援学校費	1,643,290	57,430	1,700,720
	7 学校保健体育費	24,546,494	200,000	24,746,494
	8 教育施設整備費	31,697,108	△ 2,311,702	29,385,406
歳出合計		1,997,417,903	36,013,857	2,033,431,760

第2表 債務負担行為補正

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税寄附管理等業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 200,000千円
旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 18,000千円
旧第一銀行横浜支店（横浜アイランドタワー低層棟）計画修繕協定の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 8,000千円
消防車両製造請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 600,000千円
上菅田笹の丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 2,700,000千円

市第53号

2 本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
榎が丘小学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 2,400,000千円	令和5年度から令和6年度まで	限度額 2,500,000千円

3 過年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事 請負契約の締結 に係る予算外義 務負担	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,800,000千円	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 6,200,000千円
本牧市民プールの 整備及び施設 維持管理等の実 施に係る予算外 義務負担	令和4年度から 令和14年度まで	限度額 2,600,000千円	令和4年度から 令和14年度まで	限度額 2,900,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
危機管理 施設整備費	千円 351,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 350,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
地域施設 整備費	1,878,000				1,792,000			
放課後児童 育成施設 整備費	9,000				5,000			
港湾施設等 改良費	79,000				483,000			
消防施設 整備費	4,058,000				3,790,000			
小・中 学校 整備費	7,852,000				6,063,000			
計	136,000,000							

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
14 消 防 費	1 消 防 費	消防車両購入事業	千円 25,000
設 定 額 合 計			25,000